KISOGAWA
BISAI
ICHINOMIYA
★第６号★

一宮市・尾西市・木曽川町　■ 2004.7.1

# 合併協議会だより

発行：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会
編集：一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局
住所：〒491-8501 一宮市本町２－５－６（一宮市役所西分庁舎２階）
TEL・FAX（共通）　0586－73－1031
URL http://www.ibk-gappei.jp/

contents 目次

１～２ページ：協議会・小委員会からの報告
３ページ：平成17年度～36年度の財政推計（見直し後）
３ページ：合併後の私たちの暮らし（その３）
４ページ：INFORMATION

## 合併協議もいよいよ大詰め

第８回合併協議会（５月11日㈫ 尾西市役所新庁舎）

## 協議会・小委員会からの報告

次のとおり、協議会・小委員会が開催されました。

### 第8回総務文教小委員会　4月28日㈬

【協議事項】

次のとおり決定されました。

① 広報広聴関係事業（その２）について

広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努める。なお、合併に伴う市民生活に関わる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布することにより周知を図り、その他の情報は毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し、情報提供に努める。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法

を検討するなど合併後も充実を図る。

② **学校教育事業（その2）について**

引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努める。

(1) 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曽川町においては、平成18年度まで現行の方式とする。

(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止する。

【提案事項】

**次のとおり提案されました。**

① **特別職の身分の取扱いについて**

尾西市及び木曽川町の常勤の特別職（教育長を含む）は、失職する。

② **事務組織及び機構の取扱いについて**

(1) 「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき、一宮市の組織を基本に統合する。なお、一宮市にない組織は所管の部に帰属させる。

(2) 部署の配置は、一宮庁舎・尾西庁舎・木曽川庁舎に機能を分散させる分庁方式とし、原則、部局単位の配置とする。

1 尾西庁舎には、建設部門及び水道部門（一部除く）を配置する。

2 木曽川庁舎には、教育部門を配置する。

3 一宮庁舎には、それ以外の企画・管理部門等を配置する。

(3) 尾西庁舎・木曽川庁舎には窓口部門を設置する。

③ **窓口業務について**

できる限り住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、また、合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえ、段階的に再編、見直しを行う。

(1) 一宮市出張所、尾西市南部公民館、尾西市老人憩の家での取扱い業務は現行のとおりとする。

(2) 尾西庁舎、木曽川庁舎での取扱い業務は、一宮市出張所取扱い業務を基本に、とりわけ福祉部門の窓口については、原則、一宮庁舎と同等の業務内容となるよう、合併時までに調整に努める。

【報告事項】

**次のとおり報告されました。**

① **地方税の取扱いについて**

地方税法第310条の改正により、平成16年度から市町村民税均等割が年額3、000円と制度改正され、2市1町とも条例改正を行い16年度から年額3、000円になることから、調整方針を次のとおり変更する。

『(1)市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定により、市民税の均等割については合併後5年間は不均一課税とする。』を削除する。

## 第10回新市建設計画作成等小委員会　4月30日(金)

【合併に係る基本的事項について】

① **新市建設計画（案）について**

県協議前の小委員会案として了承されました。なお、本小委員会案は、5月11日の協議会に報告されました。

【提案事項】

**次のとおり提案されました。**

① **合併の期日について**

合併の期日は、平成17年3月31日とする。

## 第8回合併協議会　5月11日(火)

【小委員会の会議状況報告】

**新市建設計画作成等小委員会関係**

**新市建設計画（案）を県への事前協議にかけることについて承認されました。**

【協議事項】

**次のとおり決定されました。**

**総務文教小委員会関係**

① **広報広聴関係事業（その2）について**

② **学校教育事業（その2）について**

いずれも第8回総務文教小委員会での決定のとおり決定されました。

【報告事項】

**次のとおり報告されました。**

① **地方税の取扱いについて**

第8回総務文教小委員会での報告のとおり報告されました。

## 第9回総務文教小委員会　5月19日(水)

【協議事項】

**次のとおり決定されました。**

① **特別職の身分の取扱いについて**

② **事務組織及び機構の取扱いについて**

③ **窓口業務について**

いずれも第8回総務文教小委員会での提案のとおり決定されました。

# 平成17年度～36年度の財政推計（見直し後）

国の三位一体の改革による地方交付税等の制度変更等を踏まえ
財政推計を下記のとおり見直しました。

## 合併する場合の形式収支（歳入－歳出）の推移

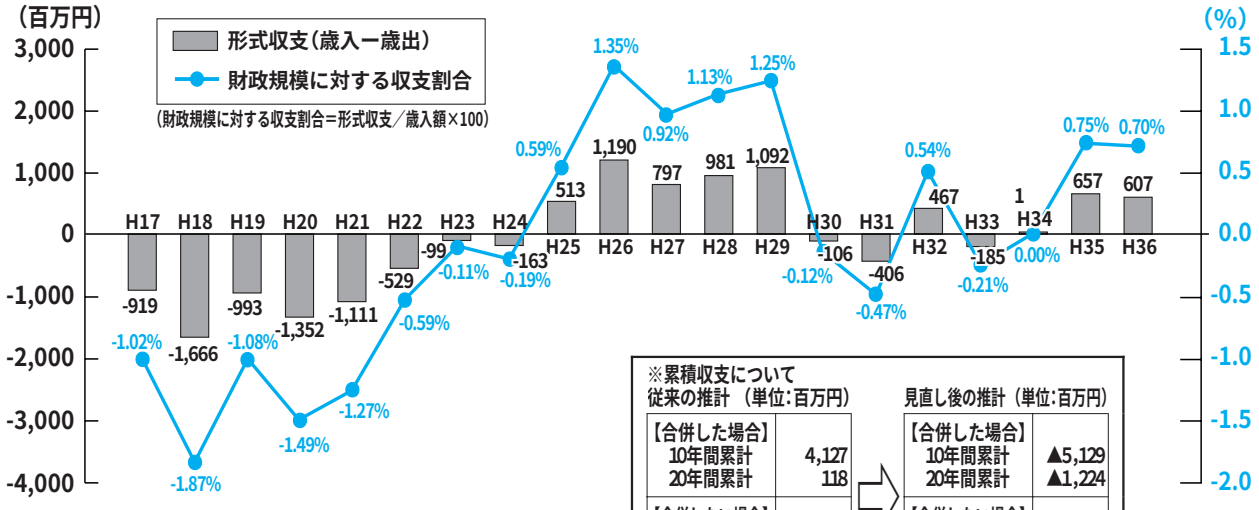


※累積収支について

| 従来の推計（単位：百万円） | | 見直し後の推計（単位：百万円） | |
|---|---|---|---|
| 【合併した場合】 | | 【合併した場合】 | |
| 10年間累計 | 4,127 | 10年間累計 | ▲5,129 |
| 20年間累計 | 118 | 20年間累計 | ▲1,224 |
| 【合併しない場合】 | | 【合併しない場合】 | |
| 10年間累計 | ▲15,591 | 10年間累計 | ▲24,549 |
| 20年間累計 | ▲55,201 | 20年間累計 | ▲55,689 |

※なお、推計上、各年度に生じる赤字黒字は通常の普通建設事業費の増減によって調整します。

# 合併後の私たちの暮らし（その3）

前号までご紹介した以降、決定した事項をお知らせします。

## ❶住民サービス（住民生活関係）

### 広報誌

月1回の発行となりますが、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成するとともに、必要に応じ広報誌の臨時号を発行するなど、きめ細かな情報提供に努めていきます。

### 少人数学級・少人数指導

一宮市・尾西市の方式とします。ただし、木曽川町では平成18年度まで現行のとおりです。

〔参考　現行制度の比較〕

●一宮市・尾西市
少人数学級（小学校1年生33人学級）＋少人数指導（県基準）＋少人数指導（市独自で教員を採用）

●木曽川町
少人数学級（小中学校全学年35人学級）＋少人数指導（県基準）

### 自然教室推進事業

引き続き実施されますが、公費の一部負担は廃止します。

＊お知らせ＊

INFORMATION

## 今後の会議の予定

今後の会議の予定について、お知らせします。

### 合併協議会・各小委員会開催日程

| | 合併協議会 |
|---|---|
| 7月 | 7月2日(金)<br>9:30～<br>一宮地場産業ファッション<br>デザインセンター展示ホール |
| | 7月27日(火)<br>14:00～<br>一宮地場産業ファッション<br>デザインセンター展示ホール |

※都合により、日程等が変更になる場合があります。
※新市建設計画作成等、総務文教、厚生、経済環境、建設小委員会の開催予定はありません。

## リアルタイムな情報を！

当協議会は、地域の皆様に積極的に情報を提供するため、原則として協議会を公開しています。どなたでも傍聴ができますので、是非会場までお越しください。なお、会場の都合上、傍聴人数は先着順で30名とさせていただきますので、予めご了承ください。

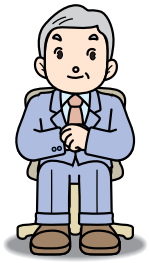

## ご意見・ご質問をお待ちしています。

一宮市・尾西市・木曽川町の合併についてご意見、ご質問のある方は、お気軽に下記一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局までご連絡ください。協議会のホームページでも情報を提供しておりますので、アクセスしてください。

### 協定項目進捗状況一覧

平成16年5月19日現在

| 協定項目番号 | 協定項目名 | 進捗状況 |
|---|---|---|
| 1 | 合併の方式 | ◎ |
| 2 | 合併の期日 | ◎※ |
| 3 | 新市の名称 | ◎ |
| 4 | 新市の事務所の位置 | ◎ |
| 5 | 財産の取扱い | ◎ |
| 6 | 地域審議会の取扱い | ◎ |
| 7 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | ◎ |
| 8 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | ◎ |
| 9 | 地方税の取扱い | ◎ |
| 10 | 一般職の職員の身分の取扱い | ◎ |
| 11 | 特別職の身分の取扱い | ○ |
| 12 | 条例、規則等の取扱い | ◎ |
| 13 | 事務組織及び機構の取扱い | ○ |
| 14 | 一部事務組合等の取扱い | ◎ |
| 15 | 使用料、手数料等の取扱い | ◎ |
| 16 | 公共的団体等の取扱い | ◎ |
| 17 | 補助金、交付金等の取扱い | ◎ |
| 18 | 町名・字名の取扱い | ◎ |
| 19 | 慣行の取扱い | ◎ |
| 20 | 国民健康保険事業の取扱い | ◎ |
| 21 | 介護保険事業の取扱い | ◎ |
| 22 | 消防団の取扱い | ◎ |
| 23 | 各種事務事業の取扱い | |
| −01 | 女性政策事業 | ◎ |
| −02 | 姉妹都市、国際交流事業 | ◎ |
| −03 | 電算システム事業 | ◎ |
| −04 | 広報広聴関係事業 | ◎ |
| −05 | 納税関係事業 | ◎ |
| −06 | 消防防災関係事業 | ◎ |
| −07 | 交通関係事業 | ◎ |
| −08 | 窓口業務 | ○ |
| −09 | 保健衛生事業 | ◎ |
| −10 | 障害者福祉事業 | ◎ |
| −11 | 高齢者福祉事業 | ◎ |
| −12 | 児童福祉事業 | ◎ |
| −13 | 保育事業 | ◎ |
| −14 | 生活保護事業 | ◎ |
| −15 | その他の福祉事業 | ◎ |
| −16 | 健康づくり事業 | ◎ |
| −17 | 病院事業 | ◎ |
| −18 | 環境対策事業 | ◎ |
| −19 | 農林水産関係事業 | ◎ |
| −20 | 商工・観光関係事業 | ◎ |
| −21 | 勤労者・消費者関連事業 | ◎ |
| −22 | 建設関係事業 | ◎ |
| −23 | 上・下水道事業 | ◎ |
| −24 | 市(町)立学校の通学区域 | ◎ |
| −25 | 学校教育事業 | ◎ |
| −26 | 文化振興事業 | ◎ |
| −27 | コミュニティ施策 | ◎ |
| −28 | 社会教育事業 | ◎ |
| −29 | その他事業 | ◎ |
| 24 | その他 | |
| 25 | 新市建設計画に係る事項 | ○ |

基本方針が確認された項目◎　協議中の項目○
一部確認された項目△　今後協議する事項▲
※一旦確認されましたが、後日あらためて詳しい事項が決定されます。

**一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会事務局**

〒491−8501　一宮市本町2丁目5番6号(一宮市役所西分庁舎2階)
TEL・FAX(共通)　0586−73−1031
ホームページアドレス　http://www.ibk-gappei.jp/
Eメールアドレス　info@ibk-gappei.jp

各市町の合併担当課は
一宮市企画部企画政策課　TEL 73−9111　内線2112
尾西市企画部企画政策課　TEL 63−4815（直通）
木曽川町総務部企画課　TEL 87−1111　内線220